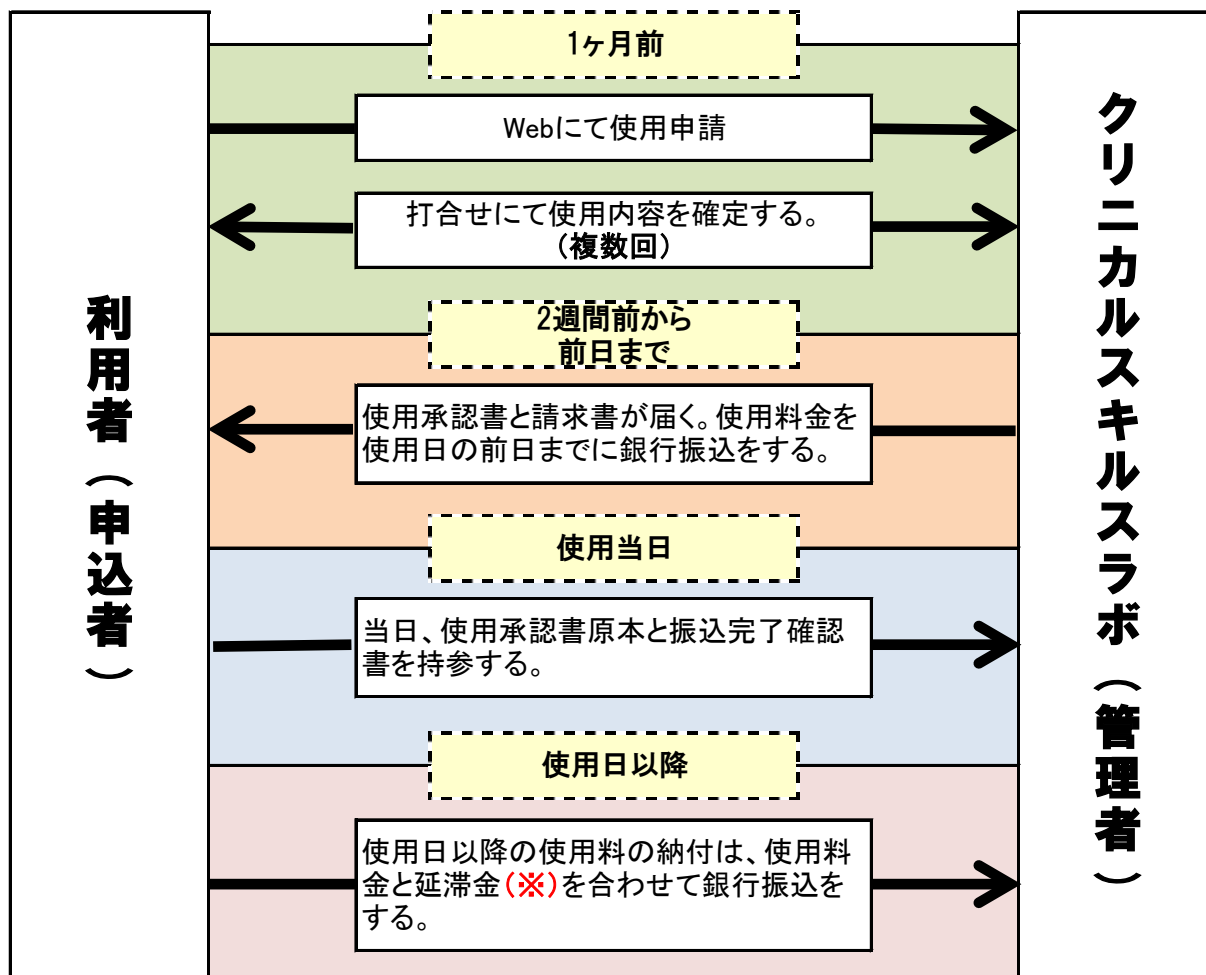


【外部利用者の使用申請及び
使用料納付の流れ】



★使用料納付に関する注意事項

- ① 使用申請が直前の場合は、使用当日に使用承認書・請求書の手続きを処理し、特例として、使用料を後納とする場合がある。
- ② 使用承認書と請求書を発行後は、使用の有無にかかわらず、使用料金が発生する。
- ③ 使用料の納付は、銀行振込のみで現金での納付の対応はしない。
- ④ 領収書は、振込書で対応する。
- ⑤ 使用日以降の使用料納付の場合は、次の計算方法で延滞金が発生する。

但し、延滞金が100円未満の場合には延滞金の納付を要しない。

※【今回請求額 × 0.08 × 日数 ÷ 365】（円未満切捨て）